

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成24年9月24日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 水田 雅博

1 競争入札に付する事項

(1) 工事件名

吉祥院 B系沈砂池設備工事（その1）

(2) 工事場所

京都市南区吉祥院東浦町1番地 吉祥院水環境保全センター

(3) 工事概要

ア 低段沈砂池搔揚機（2基）の機器及び部品の設計、製作及び取替え 一式

イ 沈砂池脱臭ファン（2台）の部品の取替え 一式

(4) 工期

契約の日から平成25年3月15日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。

イ 部分払

なし

2 本件入札に関する問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

（電話 075-672-7728）

ホームページのアドレス

http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/soshiki/27-1-4-0-0_6.html

3 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札は、京都市上下水道局競争入札参加有資格者名簿（工事）（以下「競争入札参加有資格者名簿（工事）」という。）における水道施設・機械設備工

事の種目として実施し，参加できる者は，一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日（(5)にあっては，公告の日から開札の日までの間）において，次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 平成24年度の競争入札参加有資格者名簿（工事）に登録されていること。
- (2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので，同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており，開札日の翌日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）における「機械器具設置」又は「水道施設」の種目の総合評定値が800点以上であること。
- (3) 平成9年度以降に国内において，単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として，下水道法に規定する終末処理場で，1日当たりの処理能力が40,000立方メートル以上の水処理施設に対応した沈砂池設備の施工又は修理の実績を有すること。ただし，共同企業体の構成員としての施工実績の場合は，出資比率が20パーセント以上で，自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。
- (4) 建設業法の定めるところにより，本件工事の施工に必要な監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお，機器製作期間において工場に配置する技術者は，工事現場に配置する技術者と同一の者である必要はなく，かつ，専任の必要もない。

配置予定の技術者は，常勤の自社社員であり，かつ，開札日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし，実際に配置する技術者の変更については，相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き，認めないものとする。

- (5) 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 京都市上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札において，低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより，新たな入札への参加を制限されていないこと，又は落札決定に至っていない同種目の他の入札で低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

ただし，低入札調査基準価格を事前公表しない案件において，調査辞退届を提出した場合（本件入札の開札の直前の開庁日の午後5時までに提出した場合に限る。）又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

(7) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(7) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(1) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(1) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札方法等

(1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市上下水道局用度課（以下「用度課」という。）に設置する入札端末機（規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）

- (2) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、(6)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手し、(3)により設計図書等を購入する。

イ 端末機利用者は、用度課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し、(3)により設計図書を購入する。

- (3) (2)ア及びイにより当該工事に係る設計図書等を購入しようとする者は、(2)で入手した複写承認書を、(2)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

（設計図書等の販売業者）

ビジネスサービス株式会社

京都市伏見区竹田久保町2-96

（電話075-645-2212）

- (4) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。

- (5) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

- (6) 入札期間

平成24年10月11日（木）、12日（金）及び15日（月）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

- (7) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 48,520,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格 40,070,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(8) 積算内訳書及び入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、(10)に記載の方法により次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 入札金額に対応する積算内訳書

積算内訳書には、工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称、代表者役職及び代表者氏名を記載すること（入札者が端末機利用者の場合には、併せて登録印を押印すること。）。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

3(4)に掲げる条件に該当することを証明する書類を添付すること。

ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 施工実績調書（用紙交付）

3(3)に掲げる条件に該当する施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

(9) 入札参加資格確認申請書等の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、用度課のホームページに入札公告と併せて入札参加資格確認申請書等を掲示するので、用度課のホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

(10) 積算内訳書及び入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2003で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。）にして添付すること（添付できるデータは1ファイルのみであるので、入札参加資格確認申請書等を1つのファイルにして添付すること。）。

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には工事名、工事場所及び開札予定日時のみを記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成24年10月16日（火）午前9時

(2) 入札参加資格の確認

開札後，予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について，入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果，入札参加資格がないと認められるときは，その者の行った入札は無効とし，予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち 最低の価格をもって入札を行った者について 入札参加資格の確認を行う。

なお，予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち，入札金額が同額の者が二者以上あるときは，開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち，入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

(4) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に，入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは，その者の入札参加資格は認めない。また，入札参加資格の確認後，落札決定までの間に，入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは，その者の入札参加資格を取り消す。

ア 規程第3条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第27条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ 京都市上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札に応札し，低入札価格調査を経て契約したことにより，新たな入札への参加を制限されたとき，又は落札決定に至っていない同種目の他の入札で低入札価格調査の対象となる応札を行ったとき。

ただし，低入札調査基準価格を事前公表しない案件において，調査辞退届を提出した場合(本件入札の開札の直前の開庁日の午後5時までに提出した場合に限る。)又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

オ その他管理者が特に入札参加資格を有することが不適当であると認めたとき。

(5) 落札結果の公表

落札者を決定したときは，落札者に対して速やかに通知するとともに，落札者の商号(法人にあっては名称)及び落札金額等を，落札者を決定した日の翌開庁日から用度課のホームページにおいて公表し，併せて2の場所で閲覧に供する。

(6) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後(日数の計算に当たっては、休日を除く。)の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金

納付。保証金額は契約金額の1割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

7 入札の無効

規程第12条各号(第3号を除く。)に該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。
- (5) 設計図書等の内容に関する質問は受け付けない。
- (6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者(以下「契約者」という。)と落札者以外のもの(以下「非落札者」という。)とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと(2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。)。

- (7) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

(上下水道局総務部用度課)